道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例

(令和4年2月22日条例第1号)

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和2年2月 19日条例第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償について定めるものとする。
- 2 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、別に条例で定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(給与及び費用弁償の支給)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、千歳市会計年度任 用職員の給与等に関する条例(令和元年12月2日条例第42号)の規定を準用 する。この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み 替えるものとする。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。